

第1章 総論

第1節 摂津市の概要

1. 摂津市の沿革

本市は、淀川右岸のいわゆる三島平野の西南部に位置し、東から高槻市、茨木市、吹田市、大阪市に、南は淀川をはさんで守口市、寝屋川市と隣接しています。地形は東西6km、南北5kmのL字型で、面積は14.87km²、海拔16m以下の平坦な地形で、気候は、瀬戸内海式気候帶に属しており、温和です。地層は、今から約5,000～4,000年前の縄文時代前中期から中期に淀川水系の沖積作用によって形成された厚い沖積層におおわれています。

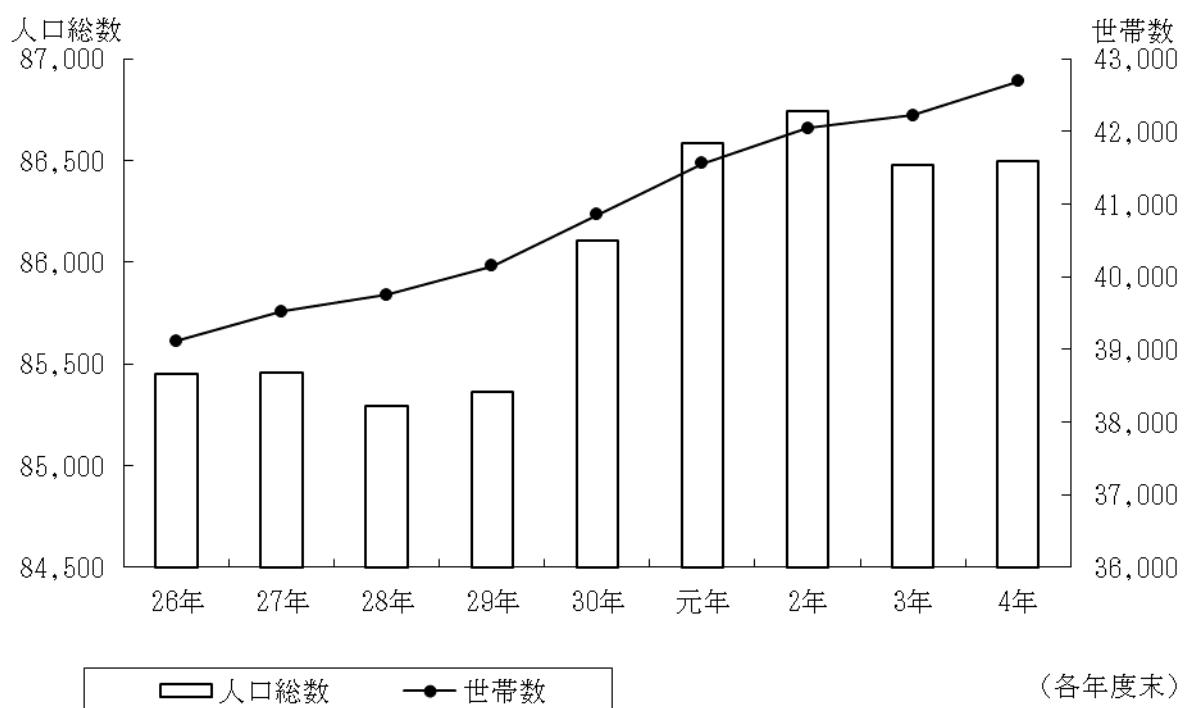
明治22年に市町村制が施行され、味舌、鳥飼、三宅、味生の各村が生まれ、昭和31年に味舌町、鳥飼村、味生村が合併し、三島町となりました。その後、三宅村の一部が編入され、昭和35年には、ほぼ現在の市域が形成されました。昭和41年に大阪府下28番目の市として「摂津市」が誕生しました。

摂津市の位置（令和5年3月31日現在）



2. 人口の推移

昭和41年市制施行時における本市の人口は、43,557人であり、高度経済成長とともにハイペースで増えつづけました。昭和48年、昭和53年の度重なるオイルショックによる社会・経済的な諸要因によって増加率は低下しましたが、昭和62年度には、市制施行時の人口のほぼ倍の87,019人となりました。その後、平成元年度の87,503人をピークに緩やかな減少傾向が続いておりましたが、平成22年度以降再び増加傾向となり、令和4年度は86,494人となりました。



3. 産業

本市は、大都市近郊という有利な位置にあり、交通の要衝でもあります。流通・運輸施設が集中立地し、工業についても常住人口1人あたりの出荷額が北大阪地域では高く、将来にわたっても産業都市としての性格が維持されると考えられます。

令和3年6月1日現在、事業所数は3,935事業所で、従業者数は50,144人となっています。産業別でみると、卸売・小売業が738事業所で最も多く、次いで製造業が650事業所、建設業が451事業所、不動産業・物品賃貸業が417事業所、運輸業・郵便業が346事業所となり、これら5業種で全産業の66.1%を占めています。

事業所数・従業者数の推移

産業	平成 24 年		平成 26 年		平成 28 年		令和 3 年	
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
総数	4,147	50,519	4,249	51,516	4,082	50,781	3,935	50,144
農林漁業	1	19	3	49	3	9	6	19
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	415	3,179	413	3,100	397	2,794	451	3,938
製造業	770	15,353	750	15,261	708	15,029	650	13,483
電気・ガス・熱供給・水道業	7	51	3	25	4	37	4	42
情報通信業	19	180	12	191	11	111	13	78
運輸業・郵便業	333	10,729	340	9,748	336	10,197	346	10,111
卸売業・小売業	888	7,906	881	8,657	859	8,250	738	7,954
金融業・保険業	33	413	36	439	34	454	32	374
不動産・物品賃貸業	437	1,514	437	1,580	418	1,457	417	1,485
学術研究・専門、技術サービス業	64	415	68	527	65	1,009	78	1,218
宿泊業・飲食サービス業	389	2,410	398	2,392	365	2,080	308	1,858
生活関連サービス業・娯楽業	258	1,009	276	1,102	253	1,020	225	811
教育・学習支援業	88	1,003	97	1,203	97	1,278	104	1,347
医療・福祉	181	3,026	244	3,612	243	3,610	263	3,612
複合サービス業	11	118	12	238	11	245	11	232
サービス業（他に分類されないもの）	253	3,194	279	3,392	278	3,201	289	3,582

注：1) 平成24年は2月1日現在、26年は7月1日現在、平成28年と令和3年は6月1日現在。

2) 国及び地方公共団体の事業所を除く。

資料：経済産業省 経済センサス

工業では、令和3年6月1日現在、本市の4人以上の製造事業所数は、273事業所、総従業員数は、11,426人となっています。

商業では、令和3年6月1日現在、574店で、前回調査（平成28年6月1日）に比べ37店の減少となっています。業種別でみると、卸売業が231店、小売業が343店となっています。

4. 土地利用

安威川以北では、阪急正雀駅やJ R 千里丘駅を中心に住宅地が拡大し、商業施設などの集積がみられ、市域の南部へと市街化がすすみ、現在の住宅・商業地が形成されています。

一方、安威川以南では、鳥飼地区土地区画整理事業が行われ、急激な宅地開発の進展とともに、住宅地としても、また、工場地としても活発な土地利用がすすめられ、現在では、住宅地と工場が混在しています。

平成22年3月14日には、南千里丘（正雀～南茨木間）に阪急京都線「摂津市」駅が開業し

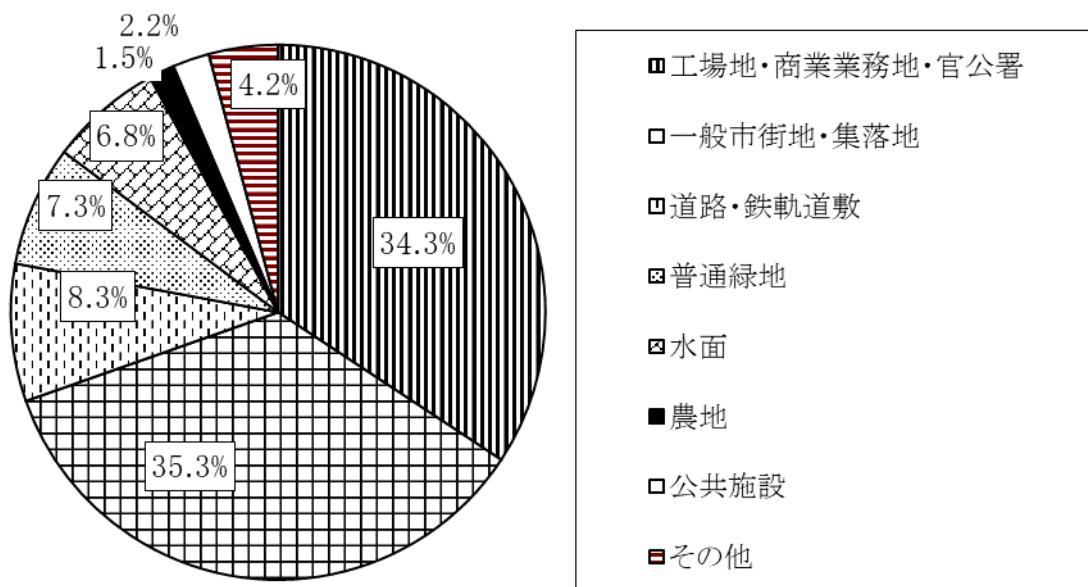
ました。7月に摂津市民の活動拠点となる摂津市立コミュニティプラザがオープンし、摂津市駅と併せて、まちの新しい顔が完成しました。

現在は、市北部において、北大阪健康医療都市（愛称：健都）として、健康・医療のまちづくりが進められています。

令和2年度における本市の土地利用の現況は、工場地・商業業務地・官公署が34.3%、一般市街地・集落地が35.3%、道路・鉄軌道敷が8.3%、普通緑地が7.3%、水面が6.8%、農地が1.5%、公共施設などが2.2%となっており、工場地の占める割合が大きくなっています。

また、用途地域別にみると、工業系の地域が675.4haと市域面積の53.6%と最も広く、次いで住居系の地域が538.5haで市域面積の42.8%となり、商業系の地域が45.1haで市域面積の3.6%となっています。

土地利用の現況（令和2年度都市計画基礎調査）



用途地域別面積（令和4年4月1日）

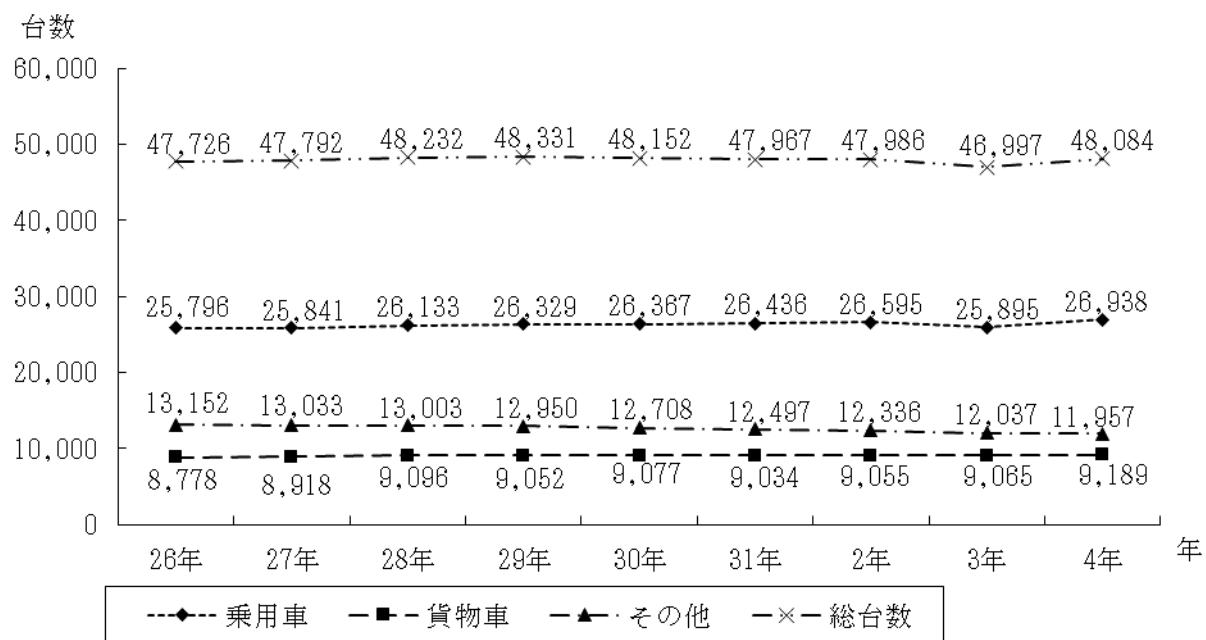
区分		面積(ha)	市域面積に対する割合(%)
市 街 化 地 域	第1種低層住居専用地域	10.5	0.9
	第1種中高層住居専用地域	75.7	6.0
	第2種中高層住居専用地域	241.9	19.2
	第1種住居地域	115.6	9.2
	第2種住居地域	94.8	7.5
	近隣商業地域	36.6	2.9
	商業地域	8.5	0.7
	準工業地域	492.7	39.1
	工業地域	182.7	14.5
	合計	1259.0	100

資料：建設部都市計画課

5. 自動車交通

本市における自動車保有台数は、令和4年3月末現在、48,084台であり、およそ市民1.8人に1台の割合で自動車を保有していることになります。これを車種別にみると乗用車が26,938台で全体の56%を占めています。

市域における自動車保有台数の推移（各年3月末）



資料：大阪府三島府税事務所・摂津市総務部市民税課

一方、道路では、府道大阪中央環状線をはじめ幹線道路が市域を縦横に走り、各幹線道路では通過交通、特に大型車両が極めて多くなっています。市内の主要幹線道路での昭和58年から平成27年までの交通量の推移をみると、茨木寝屋川線が26,781台の23%増、八尾茨木線が25,417台の17%増、次いで正雀一津屋線が10,883台の12%増となっています。

また、大型車の混入率は十三高槻線が35.9%、大阪高槻線が27.1%、八尾茨木線が28.5%、大阪中央環状線が25.2%となっています。

主要幹線道路の交通量調査

(単位 : 台)

路線名	年 昭和 58年	63年	平成 2年	6年	9年	11年	17年	22年	27年
正雀一津屋線	9,674 (100)	9,659 (100)	7,924 (82)	9,105 (94)	8,780 (91)	9,563 (99)	10,561 (109)	11,626 (120)	10,883 (112)
十三高槻線	27,990 (100)	31,103 (111)	20,662 (74)	20,806 (74)	21,421 (77)	26,220 (94)	24,225 (87)	23,247 (83)	22,017 (79)
大阪高槻線	17,899 (100)	19,169 (107)	16,496 (92)	15,117 (84)	15,577 (87)	16,212 (91)	15,590 (87)	14,314 (80)	12,677 (71)
八尾茨木線	21,700 (100)	25,890 (119)	24,457 (113)	25,324 (117)	27,809 (128)	30,193 (139)	27,759 (128)	26,662 (123)	25,417 (117)
大阪高槻京都線	17,363 (100)	18,623 (107)	15,393 (89)	13,750 (79)	15,518 (89)	14,756 (85)	15,971 (92)	16,593 (96)	15,754 (91)
大阪中央環状線	58,787 (100)	59,308 (101)	53,062 (90)	49,949 (85)	52,526 (89)	50,993 (87)	48,910 (83)	54,066 (92)	34,049 (58)
茨木寝屋川線	21,765 (100)	33,807 (155)	30,710 (141)	26,475 (122)	30,010 (138)	32,090 (147)	30,286 (139)	26,173 (120)	26,781 (123)

(注) 交通量は、7時から19時までの観測量。

() は、昭和58年の交通量を100とする指数。

資料： 大阪府都市整備部交通道路室

第2節 公害対策のあゆみ

1. 公害法・条例の整備

昭和40年代の日本の経済は、いわゆる所得倍増政策等により急速な経済発展を遂げました。

しかし、それと同時に産業構造の重化学工業化と人口・産業の都市部への集中などが進んだため、環境汚染や自然破壊が大きな社会問題となりました。これらの問題に対処するため、昭和42年8月「公害対策基本法」が制定され、引き続き昭和45年末のいわゆる「公害国会」において、「公害対策基本法」の一部改正を含む公害関係14法の制定及び改正がなされ、昭和47年6月には「自然環境保全法」が制定されました。

さらに、「大気汚染防止法」への総量規制の導入、「瀬戸内海環境保全臨時措置法」、「振動規制法」の制定をはじめ、大気汚染、水質汚濁に係る環境基準の改定、航空機騒音、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の設定が行われました。

昭和53年6月には「瀬戸内海環境保全臨時措置法」及び「水質汚濁防止法」の改正により、瀬戸内海の環境保全のための恒久的制度が確立されるとともに、「水質汚濁防止法」への総量規制の導入等が図られました。

その後、産業・経済構造や国民の生活様式の変化、またオゾン層の破壊や海洋汚染などの地球規模で対応しなければならない問題等が生じてきたため、これまでの「公害基本法」や「自然環境保全法」のような問題対処型の法律では不十分となっていました。そのために、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に進める法律として、平成5年11月「環境基本法」が制定されました。

また、平成11年7月に有害物質対策として「ダイオキシン類対策特別措置法」、そして有害性のある化学物質の管理のため、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が制定され、平成14年5月には土壤汚染対策として「土壤汚染対策法」が制定されました。

一方、大阪府においては、昭和44年に「大阪府公害防止条例」が制定され、昭和46年3月に同条例の全面改正を行い、昭和47年12月、公害対策基本法に基づき「大阪地域公害防止計画」が策定され、平成23年度から32年度までを実施期間とした「第9次大阪地域公害防止計画」が策定されています。

また、国の環境行政の動きに対応して、昭和52年に「硫黄酸化物総量削減計画」、昭和55年「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」、昭和57年「窒素酸化物総量削減計画」、昭和57年12月には、環境の保全・回復にとどまらず、より快適な環境の創造をも含めた環境の総合的な計画として「大阪府環境総合計画(STEP21)」が策定され、平成3年9月には、21世紀を展望した「大阪府新環境総合計画(NEW STEP21)」が策定されました。

また、新たに制定された「環境基本法」に基づき、平成6年3月「大阪府環境基本条例」が制定され、同時にそれまでの「大阪府公害防止条例」を全面的に見直した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が制定されました。さらに、平成8年3月に策定された「大阪府環境総合計画」に代わり、平成14年3月に「大阪21世紀の環境総合計画」、平成23年3月に「大阪21世紀の新環境総合計画」が策定されました。そして、新たに令和3年3月に「2030大阪府環境総合計画」が策定されました。

2. 摂津市環境の保全及び創造に関する条例

本市では、健康で安全かつ快適な生活を阻害する公害を防止するため、昭和52年に摂津市生活環境条例を制定しました。しかしながら産業・経済構造やライフスタイルの変化などにより、これまでの産業型公害から、生活排水対策、自動車による大気汚染や交通騒音、近隣騒音、廃棄物問題など都市・生活型公害に大きく変化してきており、従来からの発生源対策の公害規制だけの手法のみでは困難になってきました。また、地球環境問題への対応や自然環境の保全等が求められることもあり、平成11年6月に、これまでの摂津市生活環境条例を全面的に見直した摂津市環境の保全及び創造に関する条例を制定しました。

条例制定後、近年にかけて地球規模で気温の上昇、大雨の頻度の増加、熱中症リスクの増加等の気候変動の影響が顕著になってきました。

これまで国は温室効果ガス排出抑制策である緩和策を推進していましたが、気候変動による影響の被害回避・軽減を目的とした適応策も同様に推進していく必要があるとして、平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。

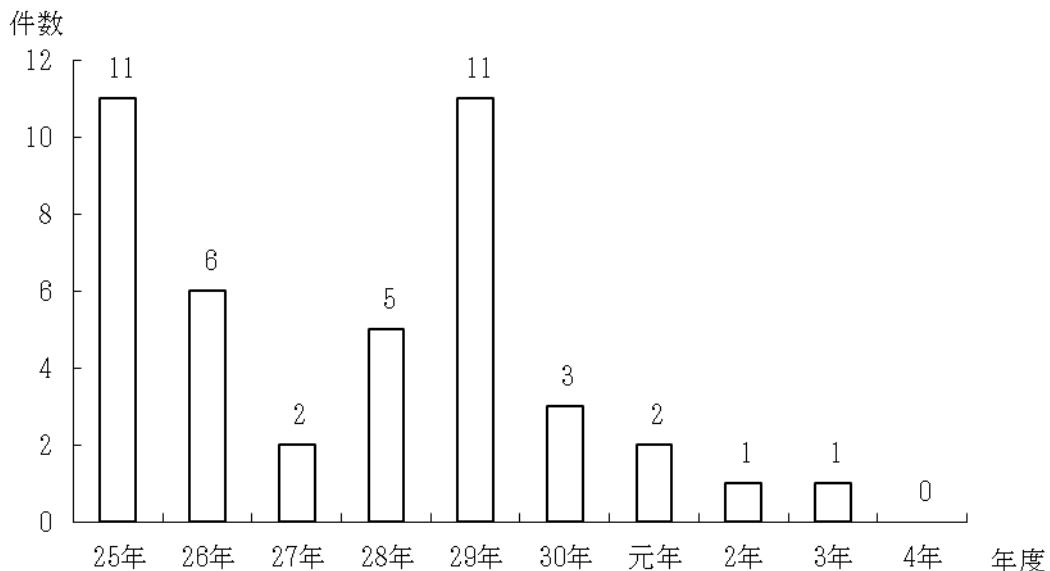
また、この間、循環型社会形成推進基本法や、各種リサイクル法が順次整備され、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律が施行される等、持続可能な社会を構築する重要性や、環境教育等の一層の充実が明確化されました。

本市でも、このような時代背景の中、ブランド力を向上し次世代に快適な環境を残すため、審議会の諮問答申を経て、平成28年12月に、地球温暖化への適応、環境教育・環境学習の推進、環境美化の推進の3点を掲げ、条例を改正しました。

(1) 指定工場

昭和52年に制定された摂津市生活環境条例では、同条例第16条に基づく指定工場設置届出が義務付けられていました。平成11年に制定された摂津市環境の保全及び創造に関する条例におきましても、同条例第30条に基づき指定工場設置届出が義務付けられています。

指定工場設置届出件数の推移



(2) 環境保全協定書

摂津市環境の保全及び創造に関する条例第18条に基づく環境保全協定書締結事業所数は、令和5年3月31日現在、45件となっています。業種別にみると、化学工業が8件、機械器具製造業が8件、食料品製造業が5件、産業廃棄物処理業が5件となっています。

業種別環境保全協定書締結事業場数（令和5年3月31日）

